

坂東市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項に規定する監査を、坂東市監査基準（令和2年坂東市監査委員告示第2号）に基づき執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年10月1日

坂東市監査委員	神戸 俊裕
同	眞喜志 修

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

坂 東 市 監 査 委 員

令和 7 年度財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査執行者

坂東市代表監査委員 神戸 俊裕

坂東市監査委員 眞喜志 修

第 2 監査の実施日

令和 7 年 8 月 2 8 日

第 3 監査の種類

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 7 項の規定に基づく監査

第 4 監査の対象団体

施 設 名：中央児童公園（坂東市岩井 4 3 2 3 番地 1）

八坂公園（坂東市岩井 3 1 6 2 番地 3）

所 管 課：都市建設部 都市整備課

指定管理者：坂東市公共施設管理公社

第 5 監査の範囲

令和 6 年度における中央児童公園及び八坂公園の指定管理業務に係る
出納その他事務の執行状況及び施設の管理運営状況

第 6 監査の方法

市が坂東市公共施設管理公社を指定管理者として協定を締結している
中央児童公園及び八坂公園について、出納その他の事務の執行が適正に
行われているか、協定等に基づき適正かつ効率的に管理・運営されてい
るか、及び指定管理に係る手続や支出は適正に行われているかを主眼と
して、指定管理者及び所管課から提出された資料に基づく関係書類の確
認及び聴取を実施した。

第 7 監査の概要

中央児童公園及び八坂公園は、坂東市都市公園条例（平成 24 年坂東市条例第 22 号）に基づき設置されている。その目的は、坂東市の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することである。

1 指定状況

選定方法	非公募
指定管理者名	坂東市公共施設管理公社
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
指定管理料	令和 6 年度 50,205,000 円（中央児童公園及び八坂公園合算）

2 監査対象施設の概要

施設名	敷地面積（㎡）	延床面積（㎡）	施設構成・用途等
中央児童公園	7,298.00	-	遊具、ベンチ
八坂公園	102,000.00	782.00	プール、プール管理棟、屋外トイレ、駐車場、遊具、ベンチ、四阿、陸上競技場

3 指定管理業務の内容

（１）中央児童公園

公園施設等の維持管理に関する業務

（２）八坂公園

公園施設の使用許可に関する業務、公園施設等の維持管理に関する業務及び有料公園施設（プール）の管理運営に関する業務

4 収支状況（令和6年度）

指定管理業務

単位：円

勘定科目		予算現額	決算額	残額
収入	受託金収入	50,205,000	50,205,000	0
	料金収入	0	0	0
収入合計		50,205,000	50,205,000	0
支出	人件費	27,226,000	27,201,546	24,454
	需用費	4,936,000	4,934,406	1,594
	役務費	382,000	381,558	442
	委託料	14,493,000	12,880,861	1,612,139
	原材料費	389,000	388,960	40
	公課費	75,000	75,000	0
	消費税	2,704,000	2,704,000	0
支出合計		50,205,000	48,566,331	1,638,669

5 施設の利用状況（過去5か年分）

中央児童公園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	13,310人	16,331人	19,744人	21,705人	21,498人
料金収入	-	-	-	-	-

八坂公園（プール）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	※新型コロナウイルス 感染拡大により休園		12,824人	17,126人	16,899人
料金収入			3,430,900円	4,901,500円	5,057,650円

第 8 監査の結果

所管課及び受託団体職員から説明聴取及び監査資料に基づき諸帳簿を監査した結果、指定管理制度の目的達成のため適正に運営され、事務処理も軽微な誤りは見られるものの、概ね適切に処理されており、適正であると認める。

今回の監査を踏まえ、監査委員として次の意見を述べる。

1 坂東市公共施設管理公社

(1) 各種規則について

規定されている内容と、実際に行っている業務の実態とあってないものが散見された。前回監査時に指摘している部分についても改善が見られないため、実態に合わせた規則の見直しを検討されたい。

(2) 会計処理について

関係書類は概ね良好に整理されているが、一部支出科目の誤りや書類の作成漏れ、記載誤り等が散見されたので留意すること。

(3) 契約事務について

市契約事務に準じて行うことになっているが、未契約のものや契約書類の誤りが散見されたので留意すること。また、公共施設管理公社規約第7条中「契約は常務理事に委任する」とされているが、一連の契約行為の中で理事長名と常務理事名が整理されていないため検討されたい。

2 都市建設部 都市整備課

(1) 事務処理について

指定管理者の指定手続きについては、坂東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第191号）に基づき適正に行われていることを認めた。また、各種書類につい

ても基本協定書及び年度協定書に基づき整理されており、適正であると認めた。今後も、円滑な業務運営ができるよう指定管理者と相互に協力することを要望する。